

## 療養病床に関する診療報酬改定（平成18年7月施行） に関するQ&A

### 算定について

1. 急性増悪時に転棟・転院する場合の「出来高算定が可能となる転棟・転院前3日間」とは、転棟・転院の日を含めて4日間という理解で良いか？

A 通知のとおり転棟等の日は含まない。  
転棟等の日の前日を1日目として3日前までの間である。

2. 7月以降の療養病棟入院患者の外泊時の算定すべき点数は「外泊時の状態に応じた医療区分の15%」と理解してよいか？ 例えば3日間の外泊の場合、外泊開始時の状態に応じた医療区分点数となるのか？ また、外泊中に状態が変化した場合はどうなるか？

A 外泊直近の入院基本料の15%となる。

3. 入院基本料A、B、Cを算定する患者またはその家族に対する十分な説明に関して、患者との意思疎通が図れず、その家族も来院しない状況においては、どのような対応が必要か？

A 患者の家族の求めに応じ、別紙様式21又はこれに準ずる様式により作成した書面の交付を郵送等により行うこととされたい。

4. 入院基本料A、B、Cを算定する患者またはその家族に対する十分な説明に関して、家族の求めに応じて当該書面を交付する方法は「郵送」でも良いか？ また、求めが無い場合は当該書面のみ残しておけばよいか？

A 良い。  
なお、求めがない場合であっても、郵送などで情報提供を行うことが望ましい。

5. 入院基本料D、Eに該当する患者の評価表は記録として残す必要はないか？ また診療録等への患者評価も記す必要はないか？

A 1月間を通して、入院基本料D、Eに該当する患者であれば必要ない。

## 届出について

6. 療養病床の7月届出において、平均夜勤時間72時間以内をクリアできない場合は、4月の時同様に7月から9月の計画書を添付することで届出ができるか？

A できない。

7. 「介護保険移行準備病棟」での届出後、医療区分1の割合が6割をきった場合等、速やかに届出を行うこととなっているが、「すみやか」とはどの程度の期間か？

A 翌月すぐにとのこと。  
なお、歴月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動の場合は届出の必要はない。

8. 「すみやかに届出した」場合、届出月の1日にさかのぼり当該基準が適用となるのか？

A 適用とならない。

9. 同一病棟内での病室単位での指定について、具体的な手続き方法をご教示いただきたい。

A 通知のとおり、通常の療養病棟入院基本料2の施設基準の届出を行うこととなる。

10. 10月1日の20：1の届出においては、その実績は要しないとなっていることから、届出前は20：1を満たしていなくても、10月1日以降に必要な職員数が確保されていれば良いか？

A 良い。

11. 7月から9月の期間の平均患者数のうち医療区分2,3の患者が8割以上となった場合、10月1日の20：1の届出を行うこととなっているが、10月1日時点で20：1の看護職員、看護補助者が確保できていない場合は入院基本料Eの届出は必要か？または届出をせず入院基本料Eの点数を算定すればよいのか？

A 10月時点では、施設基準通知の様式3に基づき、「8割以上」「入院E」「特別」のいずれかの区分の届出が必要となる。

12. 介護保険移行準備病棟について、移行準備計画とはどのような内容を届出する必要があるのか？

A 通知のとおり、介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画、人員配置計画などを届け出ることとなる。

13. 介護保険移行準備病棟について、届出を行った後に、移行準備計画をやめて医療療養病棟に戻ることは可能か？

A 通知のとおり可能。

## 医療区分に関して

14. 7月時点で、医療区分2および3が8割を超え、20：1も満たしている場合、夜勤72時間以内にしなければならないか？

A 平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1又は特殊疾患療養病棟入院料2を算定している病棟以外の一般の療養病棟については、7月から9月までは、月平均夜勤時間数72時間の要件を満たしている必要がある。

15. 各評価項目に該当する場合、診療録に記載となっているが、例えば喀痰吸引の場合、看護記録の記載でよいか？

A 看護記録への記載でも良い。

16. 特殊疾患療養病棟以外の療養病棟では、「仮性球麻痺」は医療区分1か？

A そのとおり。

17. 医療区分の各項目に該当する状態で日数上限がある場合、月をまたがって連続する場合はどのように考えるか？

A 日数を通算する。

18. 感染症の隔離において、個室管理は絶対必要か？

A 個室管理でなくても良い。

19. 医療区分・ADL区分は医師がすべて評価しなくてはならないか？

A 最終的には医師の責任において評価を行うこと。

20. 癌の告知をしていない患者の疼痛コントロールをしている場合、評価表への記載はどのようにするのか？

A 各医療機関において、療養上著しく不適切なことが生じないように配慮されたい。